

議題3. <元技能実習生を中心にした特定技能人材による、みなし一時帰国を利用した年金脱退一時金受け取りに関する問題提起>

別紙参考資料②

【事例】

技能実習生から特定技能への資格変更者を中心に、完全に帰国する意図がなく年金脱退一時金の受け取りをするものが増えている

(スキームとしては下記の通り)

特定技能1号への在留資格変更後、一度特定技能所属機関の退職手続き(社会保険関係の喪失手続き、市区町村での転出手続き、入管庁への特定技能の退職報告)を行った上で、出国時に空港では「みなし一時帰国」として母国へ出国し、年金脱退一時金を申請して受け取った後、出国後で1ヶ月半から2ヶ月、元の在留カードの在留期間内に再入国して、元の特定技能所属機関に再度就労する。

手続きとしては、通常の入社手続き(市区町村での転入手続き、社会保険関係の取得、入管庁へは「雇用契約の再開」の変更手続き)を行い、就労を再開する。

SNS上では、母国語(特にベトナム語)で、上記の受け取りスキームが詳細に公開されていたり、手数料を取って手続きを代行する業者が営業や広告掲出を行なっているケースもある

【課題点】

- 本来の年金脱退一時金取得目的と明確に乖離しており、国益の観点からも看過出来ないこと
- 市区町村には国外転出手続きをしながら、出国時にはみなし一時帰国で出国するなど、外国人材が虚偽報告をすることで成り立つスキームであること
- 特定技能所属機関としても、煩雑な手続きを取らざるを得ず、事務負担が増加すること
- 登録支援機関としても、実質一時帰国であるものの、出入国時の送迎として義務的支援となり、支援負担が増加すること

【解決策の方向性】

- 年金脱退一時金を取得した人材について、日本年金機構から入管庁へ報告が入るフローとして、その場合には出国時に虚偽報告を行なった等の理由により一定のペナルティを課す
（下記は入管庁様の所管ではない解決策）
- 日本年金機構として、年金脱退一時金の取得時の確認として、入管庁宛に当該人材の出国方法について確認をするフローとし、みなし一時帰国の場合には年金脱退一時金の支払いをしないようにすること（申請時の添付書類として在留カードの写真が必須として、穴の空いていることを確認するようにするなど）
- 年金脱退一時金の支給額計算に用いる月数の上限を60ヶ月から120ヶ月などに引き伸ばす